

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>その他Tier 1 資本の額及びTier 2 資本の額の計算に当たっては、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制と同様にグランドファザリングが適用されるとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>今回の改正の趣旨は、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に基づいて算出される自己資本の額とは別に、現行の「大口信用供与等規制の基準となる自己資本の額」を存置することです。</p> <p>改正告示案が引用しております、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る自己資本の額は、現行に比べて、資本の適格要件が厳格化されるなどその額の変動が予想されますが、経過措置を適用して、その差を緩和しております。</p> <p>よって、改正告示案についても、現行の自己資本の額を存置するため、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出することとしています。</p>
2	<p>Tier 2 資本の算入額に上限（普通株式等Tier 1 資本の額にその他Tier 1 資本の額を加えた額）を設けることとする趣旨をご教示いただきたい。</p>	<p>現行の「大口信用供与等規制の基準となる自己資本の額」の算出に当たっては、Tier 2 資本の額に、Tier 1 資本の額を上限とする算入制限を規定しております。</p> <p>上記1の考え方とおり、今回の改正は現行の「大口信用供与等規制の基準となる自己資本の額」を存置することを目的としていることから、改正案についても、現行と同様に、Tier 2 資本の額にTier 1 資本の額を上限とする算入制限を設けることとしています。</p>
3	<p>バーゼルⅢ 1 柱告示に基づく自己資本比率の計算においては、「その他有価証券評価差額金」については、経過措置が適用され、普通株式等Tier 1 とTier 2 に計上されることとなります。</p>	<p>現行の大口信用供与等規制の基準となる自己資本の額の算出の際、「その他有価証券評価差額金」は控除されますので、現行の算出方法及びそれによって算出される自己資本の額を存置するため、改正案についても同様に、「その他有価証券評価差額金」の額を控除します。</p>

<p>他方、今般改正する株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成20年金融庁、財務省、経済産業省告示第1号）に基づく同一人信用供与にかかる自己資本の計算においては、普通株式等 Tier 1 に計上される「その他有価証券評価差額金」は、普通株式等 Tier 1 から控除されると明文化されておりますが（第3条②、第5条②）、Tier 2 に計上される「その他有価証券評価差額金」については、Tier 2 から控除されるのか明確化されておられません。</p> <p>このため、自己資本比率の計算上経過措置により Tier 2 に計上される「その他有価証券評価差額金」について、控除するのか、控除しないのか、取扱いを明確化して頂きますようお願い申し上げます（従来の施行告示との取扱いの整合性を考えると控除されるものと理解しております）。</p>	<p>また、上記1の考え方のおり、今回の改正案には、経過措置を適用したバーゼルⅢに基づく自己資本比率規制の用語を引用しております。</p> <p>当該経過措置によって、本来は Tier 1 資本にのみ参入される「その他有価証券評価差額金」について、Tier 1 資本と Tier 2 資本に分割して参入されることとなります。</p> <p>よって、貴見を踏まえ、Tier 1 資本だけでなく、Tier 2 資本の額についても「その他有価証券評価差額金」を控除することとします。</p>
--	--